

福山市立福山中・高等学校で使用する印刷機の使用等に関する契約書

福山市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、高速フルカラー印刷機及び片面全自動印刷機（以下「物件」という。）の賃貸借並びに保守及び消耗品等（用紙を除く。以下同じ。）の供給に関して、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者が発注者に対して物件の適切な操作方法を指導するとともに、物件が常時正常な状態で稼動し得るよう保守を行い、また物件に必要な消耗品等を注文に応じて円滑に供給することを目的とする。

（物件、設置場所、保守体制等）

第2条 物件、設置場所、保守体制等については、本則に定めるもののほか、別紙のとおりとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、2025年（令和7年）8月1日から2030年（令和12年）3月31日までとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第4条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、または担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

（使用料）

第5条 物件の賃借及び保守等に係る費用（以下「使用料」という。）は、月額 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の使用料は、機器（オプション等を含む。）使用料、運搬料、設置料、設定料、操作方法指導料、保守料、消耗品代（インク及びマスター等に係る費用を除く。）、交換部品代その他物件の使用に必要な費用（電気使用料及び用紙に係る費用を除く。）に加え、物件の撤去の際に必要な費用を全て含むものとする。

（使用料の請求）

第6条 受注者は、毎月の使用に係る使用料をその翌月以降に、発注者に対して請求するものとする。

（使用料の支払）

第7条 発注者は、受注者から前条の規定による適法な請求があった日から30日以内に使用料を支払わなければならない。

（物件の保守）

第8条 受注者は、発注者が常時正常な状態で物件を利用できるように、調整点検を行わなければならない。

2 物件が故障した場合には、発注者の請求により受注者は直ちに技術員を派遣して修理に

着手し、正常な状態に回復しなければならない。

- 3 受注者の作業の実施は、原則として受注者の所定の営業時間内に行うものとする。
(消耗品)

第9条 物件に使用する消耗品は、受注者に対して注文するものとする。

- 2 高速フルカラー印刷機のインク等の単価は、次のとおりとする。

インク種別	規格	単 価
黒インク	黒 1,000ml	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
〇〇インク	〇〇 1,000ml	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
〇〇インク	〇〇 1,000ml	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
〇〇インク	〇〇 1,000ml	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
〇〇インク	〇〇 1,000ml	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

種別	規格	単 価
ステープル	ステープル中綴じ用	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
ステープル	ステープル 100 枚用	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

- 3 片面全自動印刷機のインク及びマスターの単価は、次のとおりとする。

種別	規格	単 価
インク	黒 1,000ml	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
マスター	マスターA3	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

(消耗品に係る特約事項)

第10条 この契約締結後の社会情勢の変更により、消耗品の価格に著しい変動があった場合には、発注者と受注者が協議して価格の修正を行うものとする。

(部品の供給)

第11条 物件の部品については、受注者の点検又は発注者の通知に基づき、印刷の質を維持するために必要と認めるときは、受注者は、これを取り替えるものとする。

(物件の所有権等)

第12条 物件の所有権は、受注者に属し、発注者は善良なる管理者の注意義務を持って使用し、管理しなければならない。

- 2 発注者の故意又は重大な過失によって物件が損害を受けた場合は、受注者は、発注者に対してその賠償を請求することができる。

(物件の損害)

第13条 受注者は、物件に対して契約期間中継続して受注者を被保険者とする動産総合保険に加入し、その費用を負担するものとする。

2 動産総合保険約款に基づく保険事故が発生したときは、発注者は直ちにその旨を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、保険事故により保険会社から受注者に支払われた保険金の限度内において、受注者に対する賠償金の支払義務を免れるものとする。

(秘密の保持)

第14条 受注者は、保守の実施に当たって知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第15条 発注者又は受注者は、相手方がこの契約の債務を履行しない場合は、相手方に催告を行った後、なお履行の誠意がないと認めるときは、文書によってこの契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、発注者又は受注者はこれにより被る相手方の損害については、共にその責めを負わないものとする。

(特約事項)

第16条 この契約は、第3条の規定にかかわらず、2026年度（令和8年度）以降のこの契約に係る発注者の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、発注者はこの契約を解除することができるものとする。

(契約期間終了後の措置)

第17条 発注者は、契約期間が終了したときは、物件を通常の損耗を除き、原形に復して返還するものとする。返還期日は、発注者と受注者が協議して定める。

2 物件の返還に要する荷造り及び運送の費用は、受注者の負担とする。

3 物件の返還に際して、物件内部に保存されている発注者所有のデータは、発注者の指示のもと受注者が消去する。また、データ消去に係る費用は、受注者の負担とする。

4 発注者は、契約期間が終了した後も引き続き機器等を使用する場合は、発注者と受注者が協議の上、別途契約を締結するものとする。

(管轄裁判所)

第18条 この契約について訴訟等が生じたときは、発注者の所在地の管轄裁判所を第一審の裁判所とする。

(その他)

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行につき疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書を2通作成し、発注者と受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2025年（令和7年） 月 日

発注者 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 枝 広 直 幹

受注者